

第9回大阪府福祉のまちづくり審議会 議事録

【日時】 令和2年1月28日（火） 10:00~12:00

【場所】 ホテルプリムローズ大阪 2階鳳凰の間

【出席委員】

泉本 徳秀	障害者（児）を守る全大阪連絡協議会 代表幹事
岩田 三千子	摂南大学 理工学部 住環境デザイン学科 教授
大竹 浩司	公益社団法人 大阪聴力障害者協会 会長
塩川 恒敏	大阪府町村長会行財政部会監事 豊能町長
柴原 浩嗣	一般社団法人 大阪府人権協会 業務執行理事 兼 事務局長
田中 進	社会福祉法人 大阪府社会福祉協議会 常務理事
田中 直人	島根大学 客員教授
田中 米男	一般社団法人 大阪府身体障害者福祉協会 副会長
道井 忠男	社会福祉法人 大阪府肢体不自由者協会 理事長
徳竹 忠義	国土交通省 近畿地方整備局 建政部 住宅整備課長
西尾 元秀	障害者の自立と完全参加を目指す大阪連絡会議 事務局長
羽藤 隆	一般社団法人 大阪脊髄損傷者協会 代表理事
福本 康蔵	一般社団法人 大阪銀行協会 調査部長
松中 亮治	京都大学大学院 工学研究科 准教授
南出 賢一	大阪府市長会健康福祉部会長 泉大津市長
宮林 幸子	一般社団法人 大阪府視覚障害者福祉協会 副会長
山田 伸一	生活衛生同業組合 大阪興行協会 常務理事・事務局長
山本 尚子	公益社団法人 大阪府建築士会 委員
湯浅 桂輔	公益社団法人 大阪府建築士事務所協会 副会長
吉田 勝彦	一般社団法人 大阪外食産業協会 専務理事

○会長

みなさん、おはようございます。今日は第9回大阪府福祉のまちづくり審議会を開催させていただきます。今日は2つの議題を用意していただいています。ホテル又は旅館におけるバリアフリー化についてと鉄道駅の更なるバリアフリー化についてです。いずれも昨年来から意見をたくさんいただきまして用意していただいております。先ほどもありましたが、大量の資料を短時間で検討するのは難しいところではあります。限られた時間の中でみなさんからたくさん意見をいただきたいと思っております。それでは議事次第に沿って進めさせていただきます。まず1つ目のホテル又は旅館におけるバリアフリー化について事務局から説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○ホテル又は旅館におけるバリアフリー化について（府より資料1から4を説明）

○会長

それでは、ただいまご説明いただいた内容につきまして、ご質問、ご意見ありましたらよろしく申し上げます。

○委員

4点の意見を伝えたいと思います。まず1点目ですが、今回のメインである条例の改正については、今までいろいろ議論されている中でバリアフリー化された一般客室がどの程度整備されるか推計した中で決めたということもあるかと思いますが、その推計が見込みどおりに整備されたのか、それとも上方、下方の修正がされたのか、今後追跡していくこと。15平方メートルの数字が本当に正しいのか、当事者にとって使いやすいのかというのが、ここで決めたことだけに留まらずに、数年かけて検証していただいて、その次にどうしていくかを考えていただきたいと思います。次に2点目ですが、バリアフリー情報の公表ですが、実際に車椅子を使用する肢体不自由者等にとっては、この部屋は使える、使えないということが、均一になっていないホテルがあるので、細かい情報が欲しいというのがありますが、既存については努力義務になっているので、実質的に有効なものになるのかどうか検証して誰もが使いやすい情報が得られるというものにしていただきたいと思います。この2つのことを決めた後にどうやって追いかけていくか、その点についてお願いしたいと思います。次に3点目ですが、ガイドラインの改訂のことで具体的に申し上げます。3、4ページにピクトサインの位置や図が示されているのですが、このピクトサインの大きさや設置高さがどの程度であれば良いのか、色合いはどのようなものが良いのかということが実際に設置するときに、事例や推奨する指標がないとなかなか進んでいかないこともあるかと思えます。ここで書いていただいたことは非常にありがたいのですが、更に一歩、実際に設置が進むように具体的な例を示していくような形で進めていただきたいと思います。次にガイドラインについて2点目です。エスカレーターのところ、8ページの下の部分の望ましい整

備のところでは一番下のところに音声案内のことが書いてあり、上や下の進行方向を示す音声案内を設置すると書いていただいています。大阪メトロでは、どこの改札行きとの案内をしている駅もありますので、望ましいということでしたら行先がわかりやすいようにということもしていただけたいと思います。4点目で、これは大きなところです。今回ガイドラインの改訂があり、ガイドラインそのものが非常に膨大なものになってきていると思っており、望ましい基準をどんどん増やしていただくことも大切なことだし、それで充実もしていきますが、それをもう一ランク上に、義務規定にしていくことを考えていかないといけないと思います。今、新築と既存の建物で既存のもので努力義務になっているものもありますが、そのまま努力義務にしていまちは変わっていくかというとなかなか変わらない。そのため努力義務のところ具体的な改善計画を出してもらうとか少し縛りをかけていくようなことを考えていかないといけないと思います。条例をどう改正していくかということと関係する話なので、ここで今すぐにどうこうとはならないですが、次の視点としてランクアップしていくために条例を改正する、義務規定を増やしていくということをご検討していただきたいです。その際には、今回のホテルの時にもいろいろ検証していただいております、当事者の生活実態や使い勝手等をベースに、全部挙げていくときりがないですが、特にこの部分が必要であるとか、この規制を強化してほしいとか、そういったことは当事者の生活実態から判断していただきたいと思います。大きく条例を変えたりするときには、当事者の障がい者や障がい者団体と一緒にいろいろ検証や意見交換をして、改正していただきたいと思います。長くなりましたが以上です。

○会長

具体的にどうやってスパイラルアップをするとかの実践的なご意見ご質問いただいておりますが、いかがでしょうか。事務局からなにかコメントありましたらお願いします。

○事務局

ご意見ありがとうございます。まず1点目のホテルのバリアフリー客室の数をしっかりと追跡してほしいというご意見ですが、これから新しく建ってくるのに1年や2年と期間がかかり、どのようなホテルが建っていくかはチェックしていきたいと思います。見直しについては先ほど資料2のパブリックコメント時に回答していますが、しっかりと検証したうえで見直しが必要な場合、やっていきたいと思います。2点目の公表の努力義務にご意見を頂戴しました。既存の建物は今回努力義務にさせていただきましたが、これを少しでも進めるために、既存ホテルについては調査等を行い、できるだけバリアフリー情報を公表していただけるよう、例えば法律や条例等の規定でバリアフリー化されているホテルやこれから改修予定のあるホテルについては積極的にバリアフリー情報を公表していただけるよう、来年度からやっていけるよう考えているところでございます。3点目のガイドラインで具体的にご意見を頂戴しました。例えばエレベーターのところの具体的な事例では、色合い等に

つについてはどのような色合いが望ましいかについてはガイドラインに記載しており、その部分とつながるようになっていきます。次にエスカレーターの音声案内では、大阪メトロではそのように行っていると思いますので、望ましい整備であり、追記する方向で検討したいと思います。最後に既存の建物等の基準化についてご意見をいただきました。条例の基準について、今回はホテルの方で検討させていただきましたが、ホテルだけに留まらず、また必要に応じて検討していきたいと思っております。既存の建物については新たに規定する条例の遡及適用は難しいと考えております。ただ、既存の建物について、ホテル等のバリアフリー情報の公表を行っていただければ来年度から行っていきたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

○会長

よろしいでしょうか。

○委員

ありがとうございます。大きな意味で今回の改正については障がい者団体の意見を聞いて改正いただいたかと思いますが、ベースとして私たち障がい者や支援のいる者達のニーズがどこにあって、今は基準化されていないけども次はどこが必要か、ということも含めて意見を聞いていただいたり、検証したり等の作業をベースにしながら次のことを考えていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○会長

最後のことはこの審議会ですべて取り組んできた件で、ホテルや鉄道駅に関わらず言えることだと思いますので、基本的に当事者の意見や実態を踏まえながら具体的な策として展開するというを進めていただきたいと思います。他にありませんでしょうか。

○委員

前回に意見を申し上げ、資料4の2ページの上から3段目の脊損の人は入浴の際に浴槽マットを使用することが多いため、浴槽マットを入れるという表現で17ページの貸出のところで、浴槽滑り止めマットという表現にさせていただきましたが、前回の説明が足りなかったか、滑り止めというよりも神経が麻痺されてる方が多くそのまま座ると怪我をしたり褥瘡の原因になったりするので、浴室用マットを浴槽内ではなく浴室内にマットをおいてほしいということです。そのようにしていただければと思います。

○会長

事務局いかがでしょうか。

○事務局

ご意見どうもありがとうございます。部会で意見をいただきまして、このような書き方となっていました。修正の方を検討していきたいと思えます。ありがとうございます。

○委員

バリアフリー情報の公表については、大阪府としてはホームページを中心に公開されると聞きました。もちろんパソコンを使用する視覚障がい者もおりますので、ホームページで分かり易い検索様式を作っただけであれば、例えば視覚障がい者と打てば、視覚障がい者に関するバリアフリー情報が出てくるような、それから図や写真とかは基本的に解説付きになっていると思うのでよろしいのですが、例えば大阪に来てこのあたりに宿泊したいと思ったときに、膨大なデータから音声で検索するのはしんどくて手間だと思います。それにパソコンやスマートホンで情報を得ることができない視覚障がい者もまだまだいます。このため、できれば電話窓口みたいなものを用意していただけたらなと思えます。電話一本でバリアフリー情報やこのような障がいを持っているのでどういうルートで行けばいいかなどの質問をしてニーズに応じてお答えしていただける窓口があると障がい者に限らず例えば外国人とかの利用できない人もいらっしゃるかと思えますので、アナログかと思えますが、より細かなニーズに対応できるかと思えます。できれば電話窓口を作っただけであればと思えます。以上です。

○会長

デジタルばかりでなくて電話窓口のようなアナログ対応はできないのかということでしたが、事務局いかがですか。

○事務局

ご意見ありがとうございます。ホテル等のバリアフリー情報についてご意見を頂戴いたしました。ホテル等のバリアフリー情報については、今回の条例を取りまとめる中で大阪府としても、届出いただいたバリアフリー情報の取りまとめを義務付けしたところがございます。これに基づき、デジタルになってしまいますが、ホームページにバリアフリー化されているホテルのリストを取りまとめたページのリンクを貼り、そのリンクからホームページにいき、バリアフリー情報を見もらうことを想定しております。電話などでというご質問を頂戴しましたが、電話につきましては、府のホームページの方で一元的に取りまとめるということもございますので、そのことに関してのご質問等でしたら直接大阪府に聞いていただいても結構です。ホテル自身のバリアフリー情報については、事細かに把握することは難しいので、ホテルの方に問い合わせをしていただくということになるかと思えます。繰り返しになりますがどのようなホテルが情報を発信しているかは大阪府の方で把握して大阪府のホームページで公表していこうと考えていますので、お電話いただければお

答えさせていただけるかと考えています。

○会長

ほかにございますでしょうか。

○委員

ひとつお聞きしたいのですが、このピクトサイン案のことですが、このUD IというのとUD IIという、UDという言葉自体が一般の人にどのくらい理解されているのか分かりませんが、このピクトサインだとIとIIの違いが分かりにくいと思います。言葉では段差がない客室と車椅子利用の客室とありますが、これだけでは果たして意味合いがわかるのかどうか、もう少し何かこのピクトサインの違いがはっきりできないのかなと思いますが、いかがでしょうか。

○会長

これは部会でも意見がでまして、現案に至っているのですが、事務局からいかがですか。

○事務局

ご意見ありがとうございます。会長からもありましたように部会でUDルームという言葉がわかるのかというご意見も頂戴したところでございます。UDルームI・IIという言葉を一言で説明することができるような言葉が必要ではないかとご意見いただいて、参考資料3に記載しており、UDルームIは段差のない客室、UDルームIIは車椅子利用に配慮と、今回説明させていただいたところでございます。先ほど委員からもありました、これだけで分かるということは思っておりませんので、ホテルのホームページで公表する際に解説の方をしていただきたいと思いますと思っております。大阪府の方でもきっちりとホームページの方で解説させていただきたいと思っております。また、こちらにつきましては、今回の議会で条例改正を図る予定ですので、承認いただければ、きっちりと説明等は考えていきたいと思いません。

○会長

ほかにございますでしょうか。

○委員

先ほどのUDルームのピクトサインのことは部会の方でも検討させていただきました。先ほど議論があったとおりですが、資料4の16ページのピクトサイン案。先ほど委員からもあったようにUDで分かる人は分かるけども分からない人にはなかなか分からないということで、UD Iが段差のない客室でUD IIが車椅子利用にも配慮という形で、まず、すぐに

分かるように、問い合わせがあったらガイドラインとかで説明ができるような形で何とか一言で説明できないかということをしたんですけども、4つを並べると一番右がその他の客室、次がUDⅡで車椅子利用に配慮した客室、次にUDⅠの段差のない客室があって車椅子利用者用の客室があって、グレード、使用者に対応した形になるかと思います。並び方も説明の時に分かり易くできるんじゃないかということ。それから、多様な方が利用されますので、分かり易いような日本語で伝えていくということが必要ですので、UDⅠ、Ⅱの説明もこのような形でなるべく入れるようなことが必要になると思います。サインも利用するときに見るので大切な啓発の役割になっていくと思うので、私はこのような形でも良いかと思いますが、その内容が分かるように順番とかも検討していただけたらと思います。以上です。

○会長

より分かり易いようにということが非常にUDとしては大事な事かと思いますが、事務局から何か予定している内容とかがありましたらお願いします。

○事務局

ご意見ありがとうございます。いただいたご意見につきましては、説明するときに標記の順番ですとかこの辺はきっちりと考えてやっていきたいと思っています。また、ピクトサインにつきましては参考資料3で示しているようにピクトサインを考えておりますので参考として示していきたいと思っております。

○会長

ほかにありますでしょうか。

○委員

確認のためのご質問です。資料1、条例の一部改正の案のバリアフリー情報の公表の案についてです。今できているホテルはバリアフリー情報の公表は努力義務ということになっています。新しいホテルについては義務ということになっていますが、今あるホテルについてはバリアフリー情報の公表の努力義務というのはいつまでなのか、そのあたりを確認したいと思っております。期限が特に書かれていなかったもので、いつを目処に既存のホテル、旅館がどのようになっていくのか、どういう目的になっているのかということです。以上です。

○会長

確認事項ということですが、事務局からお願いできますか。

○事務局

ご意見ありがとうございます。既存のホテル・旅館につきましては、努力義務とさせていただいておりますので、いつまでに公表をしないといけないのかという規定はございません。ただ、新設のホテル等は公表を義務化しておりますので、ホテルが建つ前に情報を届出いただいて、公表をしていただくところを義務付けています。既存のホテル等については、努力義務としておりますので、公表をしなければならないということではありませんが、ほとんどが既存のホテルになりますので、できれば既存のホテルにもバリアフリー情報を公表していただけるように、取組みを進めていきたいと考えております。具体的には既存のホテルの調査等をして情報提供に繋げていきたいと考えております。

○会長

既存のホテルの良いモデルがあればいいですね。それからもう一つは、この大阪圏域だけではなく東京等の地区との整合性というもの、全然違うものだともまずいのではないかと思います。できるだけ標準化、それこそユニバーサルに繋がっていくような形もあるかなと思いますので、このあたりもう少し慎重に整理していくということでもよろしいでしょうか。他によろしいでしょうか。

○委員

先ほどUDのマークの違いというのが出ていて、ふと思ったのですが、ジャパントクシーというものがたくさん走ってしまっていて、ジャパントクシーだと、星が1つとか付いてまして、上のランクのNV200とかのボックスタイプの大きな車椅子が乗れるものと星が2つ付いてます。どこが決めたのかは分かりませんが、私の印象だと星1つというのは、乗れる人もいるけども乗れない人もいる、星2つだとある程度の人に乗れるというところがあります。どこでどう決めているのか違いがあったりするかもしれないですが、表し方は、ある意味、寄せるとこは寄せたりしたらいいのかと思いました。

○会長

今後の課題として取り組んでいきたいと思えます。他にございますでしょうか。もしなければ大きな課題、修正点等は無かったと思えます。あとは事務局の方でより分かり易いようにまとめていただく点が大事かなと思えますがどうでしょうか。それでは審議会として、本議案を了承したいと思えます。もし事務局に対して何かありましたら、会長である私と共に協議を進めたいと思えます。それでよろしいでしょうか。ありがとうございます。それでは1つ目の議案については、了承されたということで進めてまいりたいと思えます。ありがとうございます。それでは議案2の鉄道駅の更なるバリアフリー化について説明して頂きたいと思えます。よろしくお願ひします。

○鉄道駅の更なるバリアフリー化について（府より資料5を説明）

○会長

ただいま説明いただきました鉄道駅の更なるバリアフリー化につきまして、ご質問、ご意見等がありましたらよろしく申し上げます。

○委員

2点ご質問させていただきたいと思います。今ご説明いただきました、資料5の20ページのところにバリアフリー化のハード対策の現状というところで2つ目のひし形の矢印のところ、線を引いているところですが、2020年度までの連立事業での整備、構造上困難な駅以外は達成見通しとなっています。構造上困難ということはエレベーターを付けるのが構造上難しいということかと思いますが、そのような駅はどのように対応をされるのかなということをお聞きしたいです。それから、26ページの声かけサポートカードですが、正直このカードは見たことがなく駅で配布とありますが、どこに置いてあり、どれくらいの大きさなのかということが分からなかったのと、カードを配布するよりかは、掲示した方が目につくのではないかと思ったので、そのことについてご質問させていただきたいと思います。

○会長

それでは2点のご質問ですが、よろしく申し上げます。

○事務局

ご意見ありがとうございます。まず1点目の資料5の20ページのところで頂戴しましたエレベーターのバリアフリー化の段差解消困難駅、これは5駅ほどあります。ホーム等が狭くてエレベーターが設置できない駅で、駅のホーム自体を改修しないといけないため、当面、こちらについては厳しいと思っているところでございます。例えば、拡幅するとしても、横に河川や道路があるところもあり、そのような駅は対応が難しいため、現在は駅員で人的対応をしていると聞いております。2点目のサポートカードについては、実績としては先ほど説明させていただいた通りでございます。府のホームページでもご紹介はさせていただいておまして、働きかけを行っているところでございます。頂いたご意見については、検討させていただきたいと思います。

○会長

他にございますでしょうか。

○委員

3点ほどお伺いしますが、6ページのところの鉄道駅等のバリアフリー化を取り巻く背景というところで、高齢者の外出が増加している、障がい者も増加しているということで、推移が書いてあります。参考資料6の大阪府鉄道駅等バリアフリー化促進方針の社会背景というところで、高齢者、障がい者の増加とともに高齢者の外出の増加ということも書いてありまして、これはこのとおりですが、外出の増加というのは、障がい者も非常に増加しているといろんな面だと思います。それについてはどのように認識されているのかというのが1点です。それともう1点が、18ページのプラットホームと段差・隙間に関する取りまとめについてです。これも車椅子利用者の単独の乗降が可能になるということを示されたかと思えます。今現在大阪メトロのいくつかの駅でそのまま乗れる駅がありますし、モノレールの駅でもありますが、それ以外の鉄道会社だといろんな種類の車両があったり、ホームがカーブしているということがあったりして、この段差と隙間がどれくらいまで広げることができるのかお伺いしたいと思います。3点目は22ページの可動式ホーム柵の設置状況で、今後の可動式ホーム柵の設置の計画を出されていますが、その計画の可動式ホーム柵でもいろんなタイプがあると思えます。大阪でも前にロープのタイプのものを設置するとか、いろいろありましたが、特に統一した基準が可動式ホーム柵にあるのかをお伺いしたいです。以上3点です。

○会長

3点につきまして、ご回答お願いできますか。

○事務局

ご意見どうもありがとうございます。まず1点目の障がい者の外出の増加については、こちらでも調べてみましたが、なかなか資料としてございませんでしたので、記載の方はさせていただいていない状況でございます。18ページのプラットホームと段差、隙間の解消については、国の方で昨年、当面の目安ということでこういった寸法を取り決められたと認識しているところです。こちらは、直線や曲線で数値が若干違ってまいりますので、駅の構造等によって変わってくると思っております。どのくらいかは、鉄道事業者での取組みや駅の構造によって様々であるため、取り敢えず国の方でも当面の目安を取りまとめられたと認識しているところでございます。可動式ホーム柵については、特に基準等はなく、鉄道事業者が安全を確保するために可能な限りできるような方策を考えていただいた上でロープ式のホーム柵等を選定され、整備されていると聞いております。

○委員

ありがとうございます。1点目の障がい者の外出の増加については、私もいろいろ調べましたが、数字があまり分かりませんでした。ただ、社会的に見て私達が外出する中で確実に増えているなど皆さんも印象を持っているかと思えます。その理由としては1点目はやっ

ぱり障がい者の雇用が増えているということ、2点目は社会のバリアフリー化が進んで外出がしやすくなっているということ、3点目は社会福祉制度を利用する方が増えて、移動支援、視覚障がいの方で言うと同行援護等の利用が非常に増えてきていること、4点目は法整備が進んできているということです。障害者基本法や障害者差別解消法などの整備がされて理解が広がりつつあるということです。こういった点もあり、障がい者の外出がかなり広がっていると思いますので、そういった記述もあると良いかと思いますのでよろしくお願いしたいと思います。

○会長

他にございますでしょうか。

○委員

1点質問です。バリアフリー化のハード整備は乗降客数が多いところからということはお聞きしました。乗降客数が少ない無人駅がどれくらいあるのか把握はできていないのですが、乗降客数が少ない駅ほどハード整備が遅れて、かつ、無人化になっているということでソフト面の対応で緊急時の安全性や安心の問題、また利便性の向上ということでもこの駅員の配置というのは、ハード、ソフト両面の部分からやっていかないと、何かあった時に対応できないことがあるのではないかといつも障がい者の団体からも言われています。このあたりがひとつ課題のように感じますので、ハード、ソフトのバランスも考えた上でどのような見解を持たれているのかお伺いしたいと思います。

○事務局

ご意見ありがとうございます。委員の方からありました意見は障がい者の団体の方からも安心、安全の面から無人駅に対する駅員の配置を働きかけてほしいとご意見をいただいているところでございます。府としましては、直接、駅等を管理しておりませんが、駅員の配置につきましては必要だと感じておりますので、鉄道事業者に働きかけを行っているところでございます。今後も働きかけは行っていきたいと考えております。以上でございます。

○会長

他にございますでしょうか。

○委員

今の委員の発言は障がい者団体としても繰り返し訴えてきたことではあるので、ぜひお願いしたいと思います。それと可動式ホーム柵について、大阪府の補助としては乗降客数5千人以上の駅に補助を行うとなっておりますが、国の方では3千人以上の鉄道駅は整備していくということになっていて、更に部会の方では3千人未満の駅についても必要なところには

整備してほしいというような意見もでてきているということです。エレベーターの箱の大きさとか、どのような所に補助していくかということですが、5千人以上をできたら3千人、もしくは、なしに下げてくださいないかと思います。可能性としていかがなものか伺いたしたいと思います。

○会長

可能性としてどうでしょうかということでしたが、事務局いかがでしょうか。

○事務局

ありがとうございます。今の可動式ホーム柵の補助要綱では5千人以上です。以前からもご要望いただいておりますので、国の補助要綱に合うように3千人以上となるように庁内で調整を図っているところでございます。まだ確定ではございませんがその方向で予定しております。

○会長

他にございませんでしょうか。それでは時間も定刻に近づいてきましたので、2番目の鉄道駅の更なるバリアフリー化については、ご了承いただきますでしょうか。ありがとうございます。では、時間がそろそろきていますが、資料、参考資料をたくさんご用意して頂いております。あとで結構ですので、お気づきの点がありましたら、積極的に事務局にご意見いただきたいと思っておりますので、よろしく願います。それでは委員の皆様には大変貴重な意見をいただきました。それでは事務局にお返ししたいと思います。

○事務局

田中会長ありがとうございました。それでは、最後に住宅まちづくり部長の藤本からひと言ご挨拶させていただきたいと思っております。よろしく願います。

○住宅まちづくり部長

皆様、こんにちは。大阪府住宅まちづくり部長の藤本と申します。改めましてどうぞよろしく願います。本日はお忙しい中、このようにたくさんお集りいただきまして、熱心にご議論、ご意見賜りましてありがとうございます。今日は1月も末になりますが、今年も福祉のまちづくり審議会の委員として、この1年お力添えをいただきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願います。大阪府としましても2025年大阪・関西万博の開催やその後の将来を見据えて、誰もが暮らしやすいまち、誰もが訪れやすいまち、そして誰もがそれぞれの立場で活躍できる、そのような視点に立ったユニバーサルデザインのまちづくりを目指しております。これが必ず必要になるというふうに認識しております。そしてまた、同時にこれらのデザインについては、現実的、実質的かつ持続可能であるというふうに考え

ております。本日いただきました、貴重なご意見を踏まえまして、ホテル等の宿泊施設や鉄道駅等の更なるバリアフリー化に向け条例改正や予算の確保等必要な措置等を全力で講じたいと思いますので、引き続きよろしく願いいたします。今後とも福祉のまちづくりの更なる推進を図ってまいりますので引き続きご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。簡単ではございますが、閉会の挨拶とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

○事務局

それでは以上をもちまして、第9回大阪府福祉のまちづくり審議会を終了させていただきたいと思っております。議事進行にご協力いただきまして、ありがとうございました。